



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	子ども・子育て支援の社会化のための財源の調達の方法に関する考察：介護保険制度と比較した子ども・子育て支援金制度に対する法的評価
Author(s)	田中, 謙一
Citation	年報 公共政策学, 19, 67-86
Issue Date	2025-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/95440
Type	departmental bulletin paper
File Information	19-13_67_Tanaka.pdf



【論文】

子ども・子育て支援の社会化のための 財源の調達の方法に関する考察 — 介護保険制度と比較した 子ども・子育て支援金制度に対する法的評価 —

田中 謙一*

1. はじめに

2024年6月、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）（以下「一部改正法」という。）が公布された。その規定に基づき、2026年4月より、子ども・子育て支援金制度が施行される。

かつて、2010年度に導入されて2011年度をもって廃止された子ども手当¹⁾については、子どもの扶養に関し、親が第一義的に義務を負うという考え方から社会全体が親と同じ義務を負うという考え方へ転換し、家庭に着目しないで子ども自身に着目し、社会全体で子育てを支援する、という理念に基づき、家庭の事情によって左右される所得制限が撤廃されたものと説明された²⁾。

これに照らし、今般、一部改正法の規定に基づき、2024年10月より、児童手当の支給要件のうちの所得制限（児童手当法（昭和46年法律第73号）（以下「児手法」という。）第5条）が撤廃された³⁾ことに鑑みると、「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識」（児手法第1条）が残存するとは言え、子ども・子育てを社会全体で支援するという意味での子ども・子育て支援の社会化を図る必要性に関する党派を超えた合意が形成されつつあるように見受けられる。

これを踏まえ、本稿では、介護保険制度の創設を通じた介護の社会化と同様に、子ども・子育て支援の社会化を図る必要がある、という考え方⁴⁾を前提として、その財

* 北海道大学公共政策大学院教授 E mail: kenichi.tanaka@hops.hokudai.ac.jp

1) 菊池（2022）pp. 224-227

2) 江口（2011）p. 136

3) 「子ども未来戦略 次元の異なる少子化対策の実現に向けて」（令和5年12月22日閣議決定）（以下「戦略」という。）p. 14及び令和6年度第1回「こども政策に関する国と地方の協議」（令和6年7月8日こども家庭庁）資料2「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の概要」（以下「概要」という。）p. 3

4) 山崎（泰）（2021）pp. 20-21及び菊池（2022）p. 627

源を調達する方式を考察するため、介護保険制度と比較した子ども・子育て支援金制度に対する法的評価を試みる。

2. 介護保険制度と比較した子ども・子育て支援金制度の枠組み及び考え方

2.1 枠組み

2.1.1 介護納付金

介護保険制度では、40歳以上65歳未満の医療保険加入者である第2号被保険者（介護保険法（平成9年法律第123号）（以下「介保法」という。）第9条第2号）は、特定疾病（介保法第7条第3項第2号）によって生じた身体上又は精神上の障害を原因とする要介護状態（介保法第7条第1項）又は要支援状態（介保法第7条第2項）にある要介護者（介保法第7条第3項第2号）又は要支援者（介保法第7条第4項第2号）に該当する場合には、要介護認定（介保法第19条第1項）又は要支援認定（介保法第19条第2項）を経て介護給付（介保法第18条第1号）又は予防給付（介保法第18条第2号）を受けることができる。

保険者である市町村（介保法第3条第1項）は、第2号被保険者より、保険料を徴収しない（介保法第129条第4項）。

介護給付又は予防給付に要する費用の額に全国での第1号被保険者数と第2号被保険者数との割合に応じて3年ごとに改定される第2号被保険者負担率（介保法第125条第2項）を乗じて得た額（以下「医療保険納付対象額」という。）については、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）が市町村に対して介護給付費交付金を交付する（介保法第125条第1項）ため、毎年度、支払基金が医療保険者より介護納付金を徴収する（介保法第125条第4項及び第150条第1項）。

医療保険者は、保険料等を徴収し、かつ、介護納付金を納付する義務を負う（介保法第150条第2・3項）。

各医療保険者より毎年度徴収する介護納付金の額は、当該年度における概算納付金の額より、前々年度における概算納付金の額と確定納付金の額との過不足を調整した額である（介保法第151条）。この場合においては、各年度における各医療保険者に係る概算納付金又は確定納付金の額が算定されるに当たり、医療保険納付対象額の見込額又は実績額が

- ① 被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）（以下「高確法」という。）第7条第3項）と被用者保険等保険者以外の医療保険者との間及び被用者保険等保険者以外の医療保険者相互間で第2号被保険者の見込数又は実績数
- ② 被用者保険等保険者相互間で第2号被保険者標準報酬総額の見込額又は実績額に応じて按分される（介護保険法第152・153条）。

なお、市町村は、介護保険に関する収入及び支出について、特別会計を設けなけれ

ばならない（介保法第3条第2項）。

2.1.2 子ども・子育て支援納付金

子ども・子育て支援制度⁵⁾では、政府は、次に掲げる費用（以下「支援納付金対象費用」という。）に充当するため、毎年度、健康保険者等（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（以下「子子法」という。）第71条の2第5項）より、子ども・子育て支援納付金を徴収する（子子法第71条の3第1項⁶⁾）。

- ① 妊婦のための支援給付交付金（子子法第68条第1項）の交付に要する費用
- ② 乳児等のための支援給付交付金（子子法第68条第4項）の交付に要する費用
- ③ 児童手当交付金（児手法第19条）の交付に要する費用
- ④ 出生後休業支援給付金及び育児時短就業給付金（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第61条の6第3・4項）の支給に要する費用
- ⑤ 国民年金の第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除の補填（国民年金法（昭和34年法律第141号）（以下「国年法」という。）第88条の3第3項）に要する費用
- ⑥ 子ども・子育て支援特例公債等（子子法第71条の27）の償還金等

健康保険者等は、子ども・子育て支援納付金を納付する義務を負う（子子法第71条の3第2項）。

各健康保険者等より毎年度徴収する子ども・子育て支援納付金の額は、徴収年度における概算支援納付金の額より、徴収年度の前々年度における概算支援納付金の額と確定支援納付金の額との過不足を調整した額である（子子法第71条の4）。この場合においては、各年度における各健康保険者等に係る概算支援納付金又は確定支援納付金の額が算定されるに当たり、支援納付金対象費用の予定額（以下「支援納付金算定対象予定額」という。）又は額（以下「支援納付金算定対象額」という。）が

- ① 健康保険者（子子法第71条の2第2項）と後期高齢者医療広域連合との間で現役世代と高齢世代との人口割合に応じて2年ごとに改定される保険料負担割合に相当する概算後期高齢者支援納付金率又は確定後期高齢者支援納付金率
- ② 被用者保険等保険者（子子法第71条の2第3項）と地域保険等保険者（子子法第71条の2第4項）との間及び地域保険等保険者相互間で加入者等の総数の見込数又は実績数
- ③ 被用者保険等保険者相互間で標準報酬総額の見込額又は実績額
- ④ 後期高齢者医療広域連合相互間で被保険者の総数の見込数又は実績数及び全後期

5) 菊池（2022）pp. 602-611

6) 第2回「支援金制度等の具体的設計に関する大臣懇話会」（令和5年12月11日こども家庭庁）資料2「支援金制度等の具体的設計について（素案）」（以下「素案」という。）p. 5-6、戦略pp. 38-39及び概要p. 7

高齢者医療広域連合に係る被保険者の所得の平均額に対する当該後期高齢者医療広域連合に係る被保険者の所得の平均額の比率に相当する所得係数に応じて按分される（子子法第71条の5・6）⁷⁾。これは、介護納付金又は出産育児支援金と同様な取扱いである。

内閣総理大臣は、支払基金に対し、子ども・子育て支援納付金の徴収等の事務の全部又は一部を委任することができる（子子法第71条の14第1項）⁸⁾。

なお、2025年4月より、子ども・子育て支援の全体像及び費用負担の見える化を図るため、子ども・子育て支援特別会計が創設される。これは、子ども・子育て支援に関する政府の経理を明確にすることを目的とする（特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）（以下「特会法」という。）第123条の2）とともに、子ども・子育て支援勘定と育児休業等給付勘定とに区分される（特会法第123条の4）。そして、支援納付金対象費用、子ども・子育て支援納付金等に係る歳入歳出は、子ども・子育て支援勘定で経理される（子子法第71条の29）⁹⁾。

2.1.3 医療保険の保険料

医療保険制度では、それぞれの医療保険の保険者は、医療保険各法の規定に基づく医療保険の保険料の算定に関する基準に従い、毎年度、子ども・子育て支援納付金の原資となる子ども・子育て支援金を通常の医療保険の保険料と区分して算定する¹⁰⁾。これは、介護保険の第2号被保険者によって負担される保険料と同様な取扱いである。

例えば、健康保険では、保険者等は、健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、介護納付金、子ども・子育て支援納付金等を含む。）に充当するため、保険料を徴収する（健康保険法（大正11年法律第70号）（以下「健保法」という。）第155条第1項）。

被保険者に関する保険料額は、各月につき、一般保険料等額と介護保険料額との合算額（介護保険の第2号被保険者である被保険者以外の被保険者にあつては、一般保険料等額）である（健保法第156条第1項）。

一般保険料等額とは、各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ一般保険料率と子ども・子育て支援金率とを合算した率を乗じて得た額をいう（健保法第156条第1項第1号）。そのうち、一般保険料率については、1,000分の30～1,000分の130の範囲内において、保険者が定める（健保法第160条第1・13項）。これに対し、

7) 素案pp. 6-7、戦略p. 40、概要p. 7及び令和6年度第1回「こども政策に関する国と地方の協議」（令和6年7月8日こども家庭庁参考資料1「支援金制度について」（以下「制度」という。）p. 4

8) 素案p. 7及び戦略p. 40

9) 素案pp. 5-6及び戦略p. 30/38-39

10) 素案p. 7、戦略pp. 39-40、概要pp. 7-8及び制度p. 3

子ども・子育て支援金率については、各年度に全保険者が納付すべき子ども・子育て支援納付金の総額を当該年度における全保険者が管掌する被保険者の総報酬額の総額の見込額で除した率を基礎として政令で定める率の範囲内において、保険者が定める（健保法第160条の2第1項）。

介護保険料額とは、各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ介護保険料率を乗じて得た額をいう（健保法第156条第1項第1号）。介護保険料率については、各年度に保険者が納付すべき介護納付金の額を当該年度における当該保険者が管掌する被保険者の総報酬額の総額の見込額で除した率を基準として、保険者が定める（健保法第160条第16項）。

健康保険の適用事業所（健保法第3条第3項及び第31～34条）では、被保険者及び事象主が保険料を折半して負担する（健保法第161条第1項本文）。これに対し、被扶養者は、保険料を負担しない¹¹⁾。

2.2 考え方

2.2.1 介護保険制度

介護保険制度は、「高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組み」¹²⁾と説明される。

その中で、支払基金が医療保険の保険者に対して介護納付金を賦課するとともに、医療保険の保険者が介護保険の第2号被保険者である医療保険の被保険者より介護保険の保険料を医療保険の保険料として徴収する。その考え方については、介護保険制度創設時における「介護保険制度案大綱」（1996年6月6日老人保健福祉審議会宛厚生大臣諮問）では、「第2号被保険者は、自らの介護リスクに備えるとともに、社会的扶養の考え方にに基づき費用を負担する。第2号被保険者は就労や所得形態が多様であることから、確実かつ効率的な徴収を確保するため、各医療保険者が自らの保険に加入している第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付する方式を採用する。」等と説明される¹³⁾。

2.2.2 子ども・子育て支援金制度

子ども・子育て支援金制度は、「少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組み」¹⁴⁾と説明される。

その中で、子ども・子育て支援納付金の充当の対象となる給付は、妊婦支援給付金（子子法第10条の2）、乳児等支援給付費及び特例乳児等支援給付費（子子法第30条の12）、児童手当（児手法第4条）、出生後休業支援給付金及び育児時短就業給付金、国

11) 川久保（2024）p. 50

12) 「介護保険制度の概要」（令和3年5月厚生労働省老健局）p. 2

13) 介護保険制度史研究会（2019）p. 275

14) 素案p. 2 及び概要p. 7

民年金の第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除の補填等に限定される。これは、医療保険制度が出産に関する保険給付を内包することを踏まえ、事業主によって負担される社会保険料又は子ども・子育て拠出金（子子法第69～71条）が充当される給付を念頭に、全国共通の現金給付である児童手当、全国で一定の要件に該当するすべての者に提供される現物給付であるこども誰でも通園制度¹⁵⁾など、「全てのこども・子育て世代を切れ目なく支援する」¹⁶⁾ための給付を対象とする考え方に基づくものと説明される¹⁷⁾。

また、政府が医療保険の保険者に対して子ども・子育て支援納付金を賦課するとともに、医療保険の保険者が医療保険の被保険者より子ども・子育て支援金を医療保険の保険料として徴収する。その考え方については、次に掲げる点が説明される¹⁸⁾。

- ① 急速な少子化・人口減少に歯止めをかけることは、全国民及び全経済主体にとって重要な受益であるほか、医療保険制度を含む社会保険制度に対して持続可能性を高めて存立の基盤となる。
- ② 医療保険制度は、他の社会保険制度と比較して対象者が広く、全世代による分かち合い・連帯の仕組みである。
- ③ 子どもの成育環境の改善、整備等は、被保険者の心身の健康の維持・向上にも結び付くものと期待される。

3. 介護保険制度と比較した子ども・子育て支援金制度に対する法的評価

子ども・子育て支援金制度に対する社会保障法学の観点での主要な批判としては、次に掲げる趣旨のものが挙げられる¹⁹⁾。

- ① 少子化対策のために医療保険の保険料を流用することは、疾病を保険事故とする医療保険の本来の目的を逸脱する。
- ② 仮に少子化対策が医療保険制度の受益として認められるならば、経済対策、環境対策等も医療保険制度の受益として認められかねない。
- ③ 医療保険の保険者が子ども・子育て支援納付金を納付する義務を負うため、医療保険の保険者が専ら子ども・子育て支援金の徴収を代行するかのような説明は、成り立たない。
- ④ 子ども・子育て支援納付金を納付する医療保険の保険者が子ども・子育て支援納付金の規模及び使途に対してガバナンスを発揮する余地はない。

15) 戦略pp. 19-20及び概要p. 4

16) 戦略pp. 10-12

17) 制度p. 2

18) 素案p. 3 及び制度p. 3

19) 「緊急声明 「子育て支援金」制度の撤回を求める」(2024年4月5日八代尚宏他) 及び島崎 (2024) p. 43

- ⑤ 拠出と給付との牽連性が要求される保険料に該当するかどうかは、租税法律主義が適用されるかどうかを左右する重大な問題であるが、医療保険の保険料と整理される子ども・子育て支援金²⁰⁾については、例えば、育児を終えた高齢者など、拠出に見合う給付がないのではないかと、という疑問に答える必要がある。

これを踏まえ、子ども・子育て支援金制度について、介護保険制度と比較しながら、子ども・子育て支援の社会化との関係、医療保険制度との関係及び租税法律主義との関係を検討する。

3.1 子ども・子育て支援の社会化との関係

現金給付か現物給付かを問わず、子ども・子育て支援の充実を図るためには、財源を調達する必要がある²¹⁾。その際、子ども・子育て支援の社会化を図る観点では、世代や属性を超えて可能な限り幅広く、国民に対して費用の負担を求めることが望ましい。

この点、2012年における子ども・子育て支援制度の創設を含む社会保障・税一体改革²²⁾では、消費税の使途を基礎年金、老人医療及び介護に係る高齢者3経費から「制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費」（消費税法（昭和63年法律第108号）第1条第2項）という社会保障4経費へ拡大するとともに、消費税率の引上げによる消費税の増収分のうちの毎年度0.7兆円程度を子ども・子育て支援の量的拡充及び質的改善に充当するものとされた²³⁾。このような経緯に鑑みると、少子化対策に必要な財源を調達するためには、全国民が消費に応じて負担する消費税に係る税率の引上げという方式を採用すべきではないか、とも思料される。

しかしながら、消費税率の引上げは、政治的に容易でない²⁴⁾。そして、消費税率の引上げという方式を採用すると、少子化対策の推進を通じて労働力の確保や国内市場の維持という重要な受益を得る事業主²⁵⁾が相応の負担を免れる結果となる。したがって、労使が社会保険料を分担する被用者保険を含め、既存の社会保険制度を活用する方式を採用することが合理的である²⁶⁾。

そのうち、40歳未満の者が被保険者に該当しない介護保険（介保法第9条）、70歳以上の者が被保険者に該当しない厚生年金保険（厚生年金保険法（昭和29年法律第

20) 第213回国会衆議院予算委員会第4号（令和6年2月6日）での早稲田ゆき委員の質疑に対する岸田文雄内閣総理大臣の答弁

21) 伊奈川（2024b）p. 115では、「子ども法制は、児童手当の水準や待機児童の問題にみられるように財源確保に苦しんできた。」とされる。

22) 菊池（2022）pp. 25-26

23) 島崎（2012）p. 107、山崎（史）（2021）p. 223及び長田（2014）pp. 134/139

24) 島崎（2012）p. 108

25) 制度p. 2

26) 熊木（2024）pp. 8-9

115号) 第9・10条)、60歳以上の者(厚生年金保険の被保険者を除く。)が被保険者に該当しない国民年金(国年法第7条第1項)等の枠組みを活用する方式を採用すると、全国民で費用の負担を分かち合う結果が実現されない。

これに対し、医療保険制度では、国民健康保険及び後期高齢者医療の適用除外となる生活保護受給世帯に属する者(国民健康保険法(昭和23年法律第192号)第6条第9号及び高確法第51条第1号)を除く全国民が加入する。とりわけ、後期高齢者医療では、75歳以上の者等が被保険者に該当して保険料を負担する(高確法第50・104条)ほか、世代間扶養を社会化する枠組みとして、現役世代と高齢世代との人口割合に応じて保険料負担割合を2年ごとに改定する仕組みが後期高齢者負担率(高確法第100条第2項)という形で埋め込まれる²⁷⁾。そして、健康保険の適用事業所では、被保険者及び事象主が保険料を折半して負担する。

このため、子ども・子育て支援金制度において、介護保険制度と同様に、医療保険制度を活用する方式を採用することは、事業主を含む全国民で費用の負担を分かち合うために合理的な手法であるものと考えられる²⁸⁾。

なお、現行の後期高齢者医療でも、支払基金が後期高齢者医療広域連合より出産育児支援金を徴収して保険者に対して出産育児交付金を交付する仕組み(高確法第124条の2～4)は、高齢世代による現役世代に対する支援²⁹⁾であるため、支払基金が保険者より後期高齢者支援金を徴収して後期高齢者医療広域連合に対して後期高齢者交付金を交付する仕組み(高確法第100・118～121条)と相俟って、世代を超える支え合い³⁰⁾と位置付けられる。更に進んで、高齢世代による現役世代に対する支援を内包する子ども・子育て支援金制度が創設されて少子化対策が推進されることにより、現役世代が拠出の多くを担って高齢世代が給付の多くを受ける構図である医療保険制度における世代を超える支え合いを重層的に強化する意義が見出される³¹⁾。

3.2 医療保険制度との関係

介護保険制度では、医療保険の保険者は、支払基金に対して介護納付金を納付するために介護保険の第2号被保険者である医療保険の被保険者に対して介護保険の保険料を医療保険の保険料として転嫁する。したがって、介護保険の第2号保険者である医療保険の被保険者によって負担される保険料は、名目的に医療保険の保険料である

27) 高橋(2022) p. 148

28) 菊池(2024) p. 26では、「現下の政治経済事情で、全ての世代が支え合う「全世代型社会保障」の仕組みへの転換を、一刻も早く大掛かりに行おうとすれば、社会保障の中核を担う社会保険のうち全世代が加入する医療保険のスキームに依拠するのは、有り得る選択肢である。」とされる。

29) 素案p. 3

30) 素案p. 3

31) 制度p. 2

が、実質的に介護保険の保険料である。

この点、介護保険の第2号被保険者によって負担される保険料については、本来、介護保険の保険者である市町村が介護保険の保険料として徴収すべきであるものの、現役世代による高齢世代に対する介護費用に関する社会的扶養という性格が内包されるため、医療保険の保険者が医療保険の保険料として徴収を代行する、という考え方に基づくものと説明される³²⁾。

これと同様に、子ども・子育て支援金制度では、医療保険の保険者は、政府に対して子ども・子育て支援納付金を納付するために医療保険の被保険者に対して子ども・子育て支援金を医療保険の保険料として転嫁する。したがって、子ども・子育て支援金は、名目的に医療保険の保険料であるが、実質的に子ども・子育て支援制度³³⁾における給付に対応する拠出である。

このため、たとえ医療保険の保険者が子ども・子育て支援納付金を納付する義務を負うとしても、医療保険の保険者が子ども・子育て支援金の徴収を代行する、という説明は、成り立つものと考えられる³⁴⁾。

この点、介護保険の第2号被保険者によって負担される保険料については、介護納付金に対応する介護保険という社会保険が存在するため、社会保険料の徴収代行という考え方が成り立つのに対し、子ども・子育て支援金については、子ども・子育て支援納付金に対応する「こども保険」³⁵⁾という社会保険が存在しないため、社会保険料の徴収代行という考え方が成り立たないものと指摘される³⁶⁾。

しかしながら、徴収代行の対象を社会保険料に限定しなければならない根拠を見出すことは、困難である³⁷⁾。

もっとも、医療保険制度を活用して医療保険の保険者に徴収を代行させることは、医療保険制度の目的の範囲内でなければならない³⁸⁾。

32) 堤 (2004) pp. 184-187、川久保 (2024) pp. 51-52及び稲森 (2024b) p. 47

33) 伊奈川 (2024b) p. 119では、「財源調達力の強い子ども・子育て支援法」とされる。

34) 川久保 (2024) p. 53では、「医療保険の保険者に介護保険の保険料（介護納付金）を割り当てて納付を義務づける形は、子育て支援金の先行事例といえる。また、第2号被保険者に負担を求める理由として、世代間扶養や社会的扶養が挙げられている点も、子育て支援金と類似しているといえよう。」とされる。なお、東他 (2024) p. 159では、「介護保険料を「医療保険料の流用」だという指摘は聞いたことがない」とされる。

35) 菊池 (2017) pp. 26-27

36) 稲森 (2024b) pp. 48-49

37) 稲森 (2024b) p. 48では、子ども・子育て支援金について、「医療保険料として徴収するのは一種の徴収代行（ただし、保険料ではなく租税的性格の拠出金の徴収代行）であると考えざるを得ない。」とされる。

38) 菊池 (2024) p. 27では、「名目であれ医療保険料の一部として徴収する以上、医療保険の目的・理念等から乖離したものであってはならない。」とされる。なお、牛津 (2024) p. 41では、介護保険制度の創設に際しても、医療保険各法の目的規定が改正されなかったものとされる。

この点、例えば、健康保険では、目的は、疾病、負傷又は死亡のほか、出産に関しても、保険給付を実施することにより、国民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することにある（健保法第1条）。また、保険者は、健康の保持増進又は福祉の増進のために必要な事業を実施することができる（健保法第150条第1・5項）。このように、医療保険制度の射程は、広範である³⁹⁾。

これに照らすと、子ども・子育て支援金制度では、子ども・子育て支援納付金の充当の対象となる給付は、それぞれ、医療保険制度に基づく保険給付又は保健事業若しくは福祉事業と同様に、妊娠、出産又は育児に際しての子ども及びその保護者の健康の保持増進又は福祉の増進に資する趣旨及び内容であって、医療保険の保険者で個々に実施するよりも市町村や政府で一括して実施した方が効果的であるものと認められる⁴⁰⁾。したがって、医療保険制度を活用して医療保険の保険者に徴収を代行させることが医療保険制度の目的の範囲内であるものと認められる⁴¹⁾。

このような考え方にに基づき、経済対策、環境対策等のために財源を調達するに当たっては、医療保険制度を活用して医療保険の保険者に徴収を代行させることが医療保険制度の目的の範囲を逸脱するが故に許容されない、という限界を画することも、可能になるものと考えられる⁴²⁾。したがって、あらゆる少子化対策に社会保険料を充当することが正当化されかねない、という指摘⁴³⁾は、妥当でない。

3.3 租税法律主義との関係

新たに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする（憲法第84条）。このように、租税法律主義とは、租税の賦課徴収が法律の根拠に基づくものでなければならないという原則をいう⁴⁴⁾。

この点、最高裁判所平成12年（行ツ）第62号国民健康保険料賦課処分取消等請求事件に係る平成18年3月1日最高裁判所大法廷判決（民集第60巻第2号587頁）（以下「判決」という。）では、次に掲げる点が示された。

- ① 「国又は地方公共団体が、課税権に基づき、その経費に充てるための資金を調達する目的をもって、特別の給付に対する反対給付としてでなく、一定の要件に該当するすべての者に対して課する金銭給付」は、形式の如何にかかわらず、憲法第84

39) 素案p.3 及び制度p.3

40) 東他（2024）pp.143-144

41) 菊池（2024）p.27では、「新たな支援金を財源として行われる給付等が、疾病予防を超えて、近時力を入れている健康増進との関係で、こどもや保護者の健康増進に資するとは言えそうである（高校生世代の児童手当までの説明はやや苦しいが、3歳以上児童手当への支援金投入割合を細分化するのも難しい）」とされる。

42) 熊木（2024）p.9 及び東他（2024）p.144

43) 稲森（2024b）p.48

44) 金子（2021）p.77

条に規定する租税に該当する。

- ② 国民健康保険料については、被保険者が保険給付を受け得ることに対する反対給付として徴収される。国民健康保険事業に要する費用に対する公費の充当によっては、「保険料と保険給付を受け得る地位とのけん連性」が断ち切られない。強制加入及び強制徴収が社会保険としての国民健康保険の目的及び性質に由来する。したがって、憲法第84条の規定が直接に適用されない。これに対し、目的税である国民健康保険税については、反対給付として徴収されるが、「形式が税である」以上、憲法第84条の規定が直接に適用される。
- ③ 租税以外の公課であっても、「賦課徴収の強制の度合い等の点において租税に類似する性質を有するもの」であれば、憲法第84条の趣旨が及ぶ。この場合においても、賦課要件が法律又は条例でどの程度明確に定められるべきであるかなど、規律の在り方は、公課の性質、賦課徴収の目的、賦課徴収の強制の度合い等を総合的に考慮して判断される。
- ④ 国民健康保険料については、賦課徴収の強制の度合いで租税に類似する性質を有するため、憲法第84条の趣旨が及ぶ。この場合においても、使途が国民健康保険事業に要する費用に限定されるため、賦課要件が法律の委任に基づく条例でどの程度明確に定められるべきであるかは、賦課徴収の強制の度合いのみならず社会保険としての国民健康保険の目的、性質等も総合的に考慮して判断される。

これに照らし、子ども・子育て支援金について、租税法律主義の直接の適用、租税法律主義の趣旨の適用及び租税法律主義の趣旨に対する適合性を検討する。

3.3.1 租税法律主義の直接の適用

3.3.1.1 「保険料と保険給付を受け得る地位とのけん連性」

「保険料と保険給付を受け得る地位とのけん連性」は、保険料を拠出する地位と保険給付を受け得る地位とが個人レベルで対応する構造⁴⁵⁾を意味するものと説明される⁴⁶⁾。換言すると、保険料が拠出される場合には、保険給付が実施されることにより、

45) 丸谷（2024）p. 39では、租税法律主義との関係で、「納税は受益を根拠づけないが、社会保険料の保険料納付は受給権発生要件となること」、「租税は負担者と受益者が異なっているが、社会保険は同一人に負担と受益が発生すること」等とされる。なお、江口（1996）p. 191では、「社会保険制度の受益可能性は個々の被保険者レベルではなく、保険集団レベルで観念されるものであり、この意味で、社会保険制度は保険集団の利益がすなわち加入者個人の利益であるという制度的前提の上に成り立っていると考えることができる。そして、このような前提が成り立つためには、保険集団の構成員相互間に相手の受益可能性を自己の受益可能性と同一視し得るような意識の存在が必要であり、このような意識を「連帯意識」と観念することができる。」とされる。

46) 菊池（2006）p. 309

保険料を拠出することが保険給付を受ける直接の根拠になる、という「対価性」⁴⁷⁾を意味するものであって、保険料の額が保険給付の額に反映されることにより、保険料と保険給付とが定量的に対応する関係にある、という「等価性」⁴⁸⁾を意味するものではないものと考えられる⁴⁹⁾。

また、保険料を拠出する被保険者が受ける保険給付に充当されないで保険者の枠を越える財政調整に充当される部分を内包する社会保険料、例えば、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充当するために特定保険料率（健保法第160条第14項）で示される部分並びに介護納付金の納付に要する費用に充当するために介護保険料率で示される部分を内包する健康保険の保険料についても、義務として賦課される金銭の支払いが「特別の給付に対する反対給付」と認められるに相応しい内容である場合、すなわち、用途の限定を前提とする収支の均等など、拠出と給付との実質的な関係付けが立法者のコンセプトを中心として類型性的かつ定性的に認められる場合には、社会保険分野ごとに全体として「保険料と保険給付を受け得る地位とのけん連性」が失われないが故に「租税」に該当しないものと解釈される⁵⁰⁾。

なお、当初より特定の経費に充当する目的で賦課される租税である目的税は、用途を特定しないで一般の経費に充当する目的で賦課される租税である普通税と対比されるが、税制上で用途が特定されないものの財政上で税収の全部又は一部が特定の事業の財源に充当される租税である特定財源と区別される⁵¹⁾。このような目的税を社会保険料と比較すると、社会保険料と目的税とは、当初より用途が特定される点で共通するものの、拠出と給付とが個人レベルで対応するか集団レベルで対応するかという点で相違するものと説明される⁵²⁾。

また、社会保険料は、「出るを量って入るを制す」という発想であるのに対し、租税は、「入るを量って出るを制す」という発想であるものと説明される⁵³⁾。

3.3.1.2 判決と社会保険料以外の公課との関係

判決は、「保険料と保険給付を受け得る地位とのけん連性」を有する社会保険料が「特別の給付に対する反対給付」に該当するが故に「租税」に該当しない旨を示したものであって、「保険料と保険給付を受け得る地位とのけん連性」を有する社会保険

47) 堀（2009）p. 34及び新田（2013）p. 68

48) 堀（2009）p. 34及び新田（2013）p. 68

49) 江口（2009）pp. 112-114では、「保険料と保険給付を受け得る地位とのけん連性」は、保険料が拠出されるが故に受給権が成立する関係にあるという成立上のけん連性を意味するものとされる。

50) 太田（2017）pp. 99-105

51) 金子（2021）p. 18

52) 柴田（2013）pp. 49-50

53) 新田（2012）p. 175

料以外の公課が「特別の給付に対する反対給付」に該当しないが故に「租税」に該当する旨を示したのではないものと解釈される⁵⁴⁾。換言すると、社会保険料以外の公課であって、「保険料と保険給付を受け得る地位とのけん連性」を欠くものも、「特別の給付に対する反対給付」に該当するが故に「租税」に該当しないことが有り得るものと考えられる。

また、「租税」は、特別の給付に対する反対給付の性質を有しない点で、使用料、手数料等と区別されるとともに、国民にその能力に応じて一般的に賦課される点で、特定の事業の経費に充当するために当該事業と特別な関係にある者に当該事業に必要な経費の全部又は一部を負担させるために賦課される金銭給付である負担金と区別される⁵⁵⁾。したがって、使用料、手数料等及び負担金は、「租税」に該当しない。

3.3.1.3 介護保険制度と子ども・子育て支援金制度との比較

介護保険制度では、介護保険の第2号保険者である医療保険の被保険者によって負担される保険料は、名目的に医療保険の保険料であるが、実質的に介護保険の保険料である。これは、社会保険方式を採用する介護保険制度における拠出と給付との関係として、保険料を拠出することが保険給付を受ける直接の根拠になるため、「保険料と保険給付を受け得る地位とのけん連性」を有するものと認められる⁵⁶⁾。

これに対し、子ども・子育て支援金制度では、子ども・子育て支援納付金の原資となる子ども・子育て支援金は、社会保険方式を採用しない子ども・子育て支援制度⁵⁷⁾における拠出と給付との関係として、子ども・子育て支援金を拠出することが子ども・子育て支援納付金の充当の対象となる給付を受ける直接の根拠にならないため、「保険料と保険給付を受け得る地位とのけん連性」を欠くものと認められる⁵⁸⁾。したがって、子ども・子育て支援金は、社会保険料と区別されるものと考えられる。

54) 堀（2022）pp. 55-56では、「医療や社会福祉の分野では受益者負担金、利用者負担金等も財源として重要であり、これは保険料や税とは異なる。したがって、財源を保険料と税に大別することには問題がある。」及び「拠出金等は、国家が一般的な行政費用等を賄うために徴収する税と異なることは明らかであり、特別な負担としかいいようのないものもある。」とされる。田中（2022）p. 46では、「旭川国保最判も国保保険料の法的性質を検討する中で租税の定義を示したに過ぎず、租税と保険料以外の負担形式を排除したとまで解することはできない。」とされる。

55) 金子（2021）p. 11

56) 川久保（2024）p. 52では、「第2号被保険者は介護保険の保険給付を受給する権利があり、牽連性がないとはいえない。」とされる。

57) 山崎（2024）p. 26では、子ども・子育て支援金が「こども保険」構想のような社会保険の枠組みの下で保険給付の対価として徴収される保険料ではない。」とされる。伊奈川（2024a）pp. 36では、「こども金庫」とも呼ばれる子ども・子育て支援勘定について、「労働保険特別会計や年金特別会計が社会保険を前提とするのとは、様相を異にする。」とされる。

58) 稲森（2024a）p. 401

また、子ども・子育て支援金は、「形式が税である」公課に該当しない。そして、それぞれの医療保険の保険者は、子ども・子育て支援納付金を納付するために必要な子ども・子育て支援金を通常の医療保険の保険料と区分して算定する。したがって、「出るを量って入るを制す」という発想に基づく子ども・子育て支援金は、「入るを量って出るを制す」という発想に基づく目的税と区別されるものと考えられる⁵⁹⁾。

しかしながら、子ども・子育て支援金は、名目的に医療保険の保険料であるが、実質的に子ども・子育て支援制度における給付に対応する拠出である。具体的には、子ども・子育て支援納付金の充当の対象となる給付が法定される形で、子ども・子育て支援納付金の使途が限定される。その上で、医療保険の保険者は、政府に対して子ども・子育て支援納付金を納付するために医療保険の被保険者に対して子ども・子育て支援金を医療保険の保険料として転嫁する⁶⁰⁾。そして、支援納付金対象費用、子ども・子育て支援納付金等に係る歳入歳出は、介護保険等の社会保険と同様に特別会計で経理される。したがって、子ども・子育て支援金は、使途の限定を前提とする収支の均等という点で、社会保険料的性格及び目的税的性格を併有するものと考えられる。

また、医療保険の保険者が子ども・子育て支援納付金を納付することにより、市町村や政府が子ども・子育て支援納付金の充当の対象となる給付を実施することになる。これにより、医療保険の保険者にとっては、出生率の上昇の促進又は低下の抑制を通じ、現役世代による高齢世代に対する社会的扶養という性格を内包する医療保険制度の持続可能性の向上の促進又は減退の抑制に資する点で、「制度としての受益」⁶¹⁾が認められる⁶²⁾。とりわけ、労働者又は消費者の増加の促進又は減少の抑制に資する点で、事業主の受益が認められる。そして、例えば、児童手当の支給対象は、父母（未成年後見人があるときは、未成年後見人。以下「父母等」という。）、父母指定者、父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず、又はこれらと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持する者、里親等である（児手法第4条第1項）ため、父母が死亡する等の場合には、祖父母等が児童手当の支給対象となる可能性も、想定さ

59) 熊木（2024）p.9 では、「仮に目的税方式にしたとしても、通常、支出に見合った税率を毎年設定（変更）することはしない。」とされる。

60) 田中（2022）pp.45-46では、「支援金等は実定租税法に基づく租税に照らして租税であるといえるか、特定保険料率の定め（健保法160条14項）のような法定の負担転嫁基準を伴う負担を実定租税法との比較において租税と評価できるのか、という問いは残る。」とされる。

61) 江口（2006）p.631

62) 山崎（史）（2021）pp.218-219では、「こども保険」構想との関係で、「子ども保険で『親世代』が保険料を負担する理由には、将来的には『子ども世代』から『扶養してもらう』という受益が期待できるから、ということがあります。その点では、現代社会では、子どもがいない人も高齢者も、『子ども世代』が支えている年金や医療保険、介護保険を通じて、『社会的扶養』の受益を得ているし、将来得る可能性があります。」とされる。

れる。その意味では、若年者のみならず高齢者も含め、「個人としての受益」⁶³⁾が認められる。したがって、子ども・子育て支援金については、子ども・子育て支援制度と特別な関係⁶⁴⁾にある医療保険の保険者を通じて医療保険の被保険者に賦課される受益者負担金と評価することが可能であるものと考えられる。

このため、子ども・子育て支援金については、社会保険料及び目的税のいずれとも区別される社会保険料的性格及び目的税的性格を併有する受益者負担金として、「特別の給付に対する反対給付」に該当するが故に「租税」に該当しないため、租税法律主義が直接に適用されないものと解釈される余地があるものと考えられる⁶⁵⁾。

なお、子ども・子育て支援金については、租税的性格に鑑みると、医療保険の保険料に含める規定が妥当ではないものと指摘される⁶⁶⁾。

しかしながら、実質的に子ども・子育て制度における給付に対応する拠出である子ども・子育て支援金を名目的に医療保険の保険料とする規定は、介護納付金等と同様な内容であるため、立法及び賦課徴収に関する実務として経済的であるほか、医療保険各法の規定に基づく医療保険の保険料の算定に関する基準に従うことを通じ、子ども・子育て支援の社会化を図るための事業主を含む全国民での費用の負担の分かち合いに資するものと考えられる。

3.3.2 租税法律主義の趣旨の適用

子ども・子育て支援金制度では、医療保険の保険者は、政府に対して子ども・子育て支援金を納付するために医療保険の被保険者に対して子ども・子育て支援金を医療

63) 江口（2006）p. 631

64) 田中（2022）p. 46では、「高確法による制度改正の前後を比較し、支援金がないと仮定した場合に受益が被用者保険に生じ得るという「特別な関係」に着目し、限定された保険者に課される支援金は、租税ではなく、「特別な関係に応じて徴収される負担金」であると考えられることとされる。」とされる。

65) 山崎（2024）p. 26では、「支援金制度には社会保険のような給付と負担の関連性（対価性）がなく、その意味で支援金は税に類似するが、使途が子ども・子育て支援に特定されることが税との違いである。ただし、支援金は、医療保険の賦課・徴収方法を踏まえて設定されるから、税よりも社会保険料に近い。」とされる。西村（2024）p. 32では、子ども・子育て支援金は、牽連性を有しない点で牽連性を有する社会保険料と、使途を限定する点で使途を限定しない普通税と、一定の範囲での助け合いを意味する点で全国民での助け合いを意味する目的税とそれぞれ区別されるものとされる。菊池（2024）pp. 26～27では、「支援金分が保険料額の中で切り分け可能で（健保法156条）、支援納付金が特別会計で管理されるなどの制度設計に鑑みれば、その法的性格も独自に判断される余地があり、純然たる（社会）保険料ではなく、憲法84条（租税法律主義）の直接適用がある租税とも異なる一種の負担金（ただし同条の趣旨は及ぶ）との性格づけが可能かもしれない。」とされる。嵩（2024）p. 29では、「「子ども・子育て支援金」はやはり保険料ではなく、租税的性格が強い拠出金であると考えられる。」とされる。稲森（2024b）p. 48-49では、子ども・子育て支援金が医療保険の保険料と区別される租税的性格を有する拠出金であるものとされる。

66) 稲森（2024b）p. 49

保険の保険料として転嫁する。この場合においては、例えば、健康保険では、原則として、適用事業所に使用される者が強制的に被保険者となる（健保法第3条第1項）。そして、事業主が保険料を納付する義務を負う（健保法第161条第2項）とともに、保険料等を滞納する者に対しては、保険者等が督促及び滞納処分を実施する（健保法第180条）。したがって、子ども・子育て支援金については、「賦課徴収の強制の度合い等の点において租税に類似する性質を有する」公課に該当するが故に租税法律主義の趣旨が適用されるものと解釈される。

3.3.3 租税法律主義の趣旨に対する適合性

金銭支払義務の反対給付性が租税法律主義の直接の適用を要しないで租税法律主義の趣旨の適用で足りることを基礎付ける根拠は、使途の限定、賦課徴収の額、収支相等の期間、金銭支払者相互間の割当基準等の在り方が規律される点に求められるものと説明される⁶⁷⁾。そして、社会保険料については、保険料を拠出する被保険者が受ける保険給付に充当されないで保険者の枠を超える財政調整に充当される部分が内包されることに留意し、租税法律主義の趣旨に基づく要請を考慮する方針が採用されるべきであるものと説明される⁶⁸⁾。

これに照らすと、子ども・子育て支援金制度では、子ども・子育て支援納付金の充当の対象となる給付が法定される形で、子ども・子育て支援納付金の使途が限定される。これは、例えば、健康保険の保険給付の一つである療養の給付（健保法第63条第1項）の内容となる「治療」等の範囲を診療報酬改定等で柔軟に改変することが可能であることと比較しても、厳格な使途の限定である。

また、それぞれの医療保険の保険者に賦課される子ども・子育て支援金の額については、毎年度、支援納付金算定対象予定額又は支援納付金算定対象額が法定の基準に従って機械的に按分されるとともに、見込と実績との過不足が徴収年度の翌々年度に完全に精算される。

さらに、それぞれの医療保険の保険者は、毎年度、子ども・子育て支援納付金の原資となる子ども・子育て支援金を通常の医療保険の保険料と区分して算定するに当たり、医療保険各法の規定に基づく医療保険の保険料の算定に関する基準に従う。

また、内閣総理大臣は、子ども・子育て支援納付金に関する重要事項を定めようとするときは、こども家庭審議会の意見を聴かなければならない（子子法第71条の30）⁶⁹⁾。

67) 太田（2017）p. 103

68) 太田（2017）p. 105

69) 素案p. 6 及び戦略p. 39-40では、毎年度に予算編成過程で決定される子ども・子育て支援納付金の総額について、「こども家庭庁が支援金を拠出する立場にある関係者等の意見を聴取」するものとされる。なお、牛津（2024）p. 42では、「今後の支援金の規模は、給付対

さらに、支援納付金対象費用、子ども・子育て支援納付金等に係る歳入歳出は、介護保険等の社会保険と同様に特別会計で経理される。その上で、内閣は、毎年度、特別会計の予算及び歳入歳出決算を作成し、国会に提出しなければならない（特会法第5条第1項及び第10条第1項）。

このため、子ども・子育て支援金については、租税法律主義の趣旨に適合するものと解釈される余地があるものと考えられる⁷⁰⁾。

4. おわりに

子ども・子育て支援金制度の萌芽は、「社会連帯による次世代育成支援に向けて」（平成15年8月7日次世代育成支援施策の在り方に関する研究会）に見受けられる⁷¹⁾。それ以来、20年以上を経て、子ども・子育て支援の社会化のための財源の調達の枠組みである子ども・子育て支援金制度の創設に至ったことは、画期的である。

これを踏まえ、筆者としては、先人の多大な尽力に深く敬意を表しながら、子ども・子育て支援金制度を基礎付ける根拠及びその限界を探究する⁷²⁾ため、本稿では、介護保険制度と比較した子ども・子育て支援金制度に対する法的評価を試みた。その中で考察の対象としなかった子ども・子育て拠出金や「こども保険」構想に対する分析及び評価については、今後の課題としたい。

なお、本稿は、筆者の実務経験⁷³⁾に基づく私見を内容とするものであって、筆者の所属組織の公式な見解を内容とするものではない⁷⁴⁾。

(2024年12月20日脱稿)

象者、すなわちこどもの数で概ね決まる。つまりこの分野は、高齢化に伴って費用が自然に増大する医療や介護とは状況がまったく異なるのである。」とされる。

70) 嵩（2024）p. 29では、「租税的性格が強いといえる「子ども・子育て支援金」の率の定めについても、少なくとも「子ども・子育て拠出金」と同程度の規律が必要であろう。」とされる。

71) 山崎（2023）p. 13

72) 菊池（2024）p. 27では、子ども・子育て支援金制度との関係で、「社会保険の「変質」とみるか、それとも「新展開」か。社会保障は歴史的な概念であり、時代につれ展開してきたことに鑑みれば、前者とみて切り捨てるのではなく、後者を見据えた検討を行い、その可能性と限界を探る姿勢が研究者に求められる。」とされる。

73) 厚生労働省年金局事業企画課長（2021年9月～2022年8月）、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長補佐（2012年4～8月）、社会保険診療報酬支払基金本部経営企画部長（2010年3月～2012年3月）、社会保険庁運営部医療保険課長補佐（2001年7月～2003年8月）、厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課主査（1997年7月～1999年6月）等

74) 本稿を執筆するに当たり、2024年7月20日に北海道大学社会保障法研究会で、同年11月9日にこども家庭庁長官官房支援金制度等準備室長（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））の伊澤知法氏と、同月16日に東京社会保障法研究会で意見を交換する貴重な機会を頂いたことに対し、深く謝意を表する。なお至らない点は、すべて筆者の責に帰すべきものである。

〈参考文献〉

- 東善博・渡邊由美子、2024、「次元の異なる少子化対策と安定財源確保のためのこども・子育て支援の見直しについて 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の立法過程」、岩村正彦・菊池馨実『社会保障法研究』、信山社、第21号、pp. 125-167
- 伊奈川秀和、2024a、「子ども・子育て支援金制度の意義と課題」、全国社会保険労務士会連合会『月刊社労士』、第60巻第3号、pp. 36-37
- 、2024b、「子どもの社会保障と貧困」、日本社会保障法学会『社会保障法』、法律文化社、第40号、pp. 110-125
- 稲森公嘉、2024a、「医療保険制度における妊娠・出産に係る費用負担の基本原則」、国立社会保障・人口問題研究所『社会保障研究』、毎日学術フォーラム、第8巻第4号、pp. 392-405
- 、2024b、「子ども・子育て支援金と医療保険料」、『週刊社会保障』、法研、第3293号、pp. 44-49
- 牛津拓也、2024、「新たな分かち合いへの理解を 子ども・子育て支援金制度に関する疑問を考える」、『週刊社会保障』、法研、第3285号、pp. 38-43
- 江口隆裕、1996、「社会保障の基本原則を考える」、有斐閣
- 、2006、「社会保険料と租税に関する一考察 社会保険の対価性を中心として」、青柳幸一『融合する法律学』、信山社、下巻、pp. 595-639
- 、2009、「社会保障における給付と負担の関連性 社会保障法学からの分析」、国立社会保障・人口問題研究所『社会保障財源の制度分析』、東京大学出版会、pp. 111-134
- 、2011、「「子ども手当」と少子化対策」、法律文化社
- 太田国彦、2017、「社会保障における租税以外の費用負担形式に関する決定のあり方について あるいは、租税と社会保障／社会保険の一断面」、金子宏『現代租税法講座』、日本評論社、第1巻、pp. 93-136
- 介護保険制度史研究会、2019、「新装版 介護保険制度史 基本構想から法施行まで」、東洋経済新報社
- 金子宏、2021、「租税法 第24版」、弘文堂
- 川久保寛、2024、「介護保険第2号被保険者の負担」、『週刊社会保障』、法研、第3282号、pp. 48-53
- 菊池馨実、2006、「社会保障法判例 国民健康保険の保険料率の算定基準を定めた上で、その決定及び告示を市長に委任している国民健康保険条例が国民健康保険法81条及び憲法84条に違反しないとされた例（旭川市国民健康保険条例事件最高裁判決）」、国立社会保障・人口問題研究所『季刊 社会保障研究』、第42巻第3号、pp. 304-317
- 、2017、「「こども保険」構想」、『週刊社会保障』、法研、第2929号、pp. 26-27
- 、2022、「社会保障法 第3版」、有斐閣

- 、2024、「子ども・子育て支援金」、『週刊社会保障』、法研、第3275号、pp. 26-27
- 熊木正人、2024、「子ども・子育て支援金制度の創設は何を意味するのか」、『社会保険旬報』、社会保険研究所、第2939号、pp. 6-11
- 柴田洋二郎、2013、「社会保障と税 社会保障財源における税の特徴・意義と近年の動向」、岩村正彦・菊池馨実『社会保障法研究』、信山社、第2号、pp. 41-62
- 島崎謙治、2012、「税制改革と社会保障」、日本社会保障法学会『新・講座 社会保障法』、法律文化社、第3巻、pp. 105-122
- 、2024、「子ども・子育て支援金をめぐる論点」、『病院経営羅針盤』、産労総合研究所、第254号、p. 43
- 高橋幸生、2022、「図で理解する！ 社会保障の仕組み」、中央法規
- 嵩さやか、2024、「子ども・子育て支援金の法的性格」、『週刊社会保障』、法研、第3279号、pp. 28-29
- 田中伸至、2022、「医療保険における財政調整法の争点」、『週刊社会保障』、法研、第3198号、pp. 42-47
- 長田浩志、2014、「子ども・子育て支援新制度の円滑な施行に向けた課題」、『週刊社会保障』、法研、第2788号、pp. 134-139
- 堤修三、2004、「社会保障の構造転換 国家社会保障から自律社会保障へ」、社会保険研究所
- 新田秀樹、2012、「介護保険の「保険性」」、菊池馨実『社会保険の法原理』、法律文化社、pp. 169-185
- 、2013、「財政調整の根拠と法的性格」、岩村正彦・菊池馨実『社会保障法研究』、信山社、第2号、pp. 63-85
- 西村淳、2024、「子ども・子育て支援金と税・社会保険」、『週刊社会保障』、法研、第3264号、pp. 32-33
- 堀勝洋、2009、「社会保障・社会福祉の原理・法・政策」、ミネルヴァ書房
- 、2022、「年金保険法 基本理論と解釈・判例 第5版」、法律文化社
- 丸谷浩介、「社会保障法と憲法」、日本社会保障法学会『講座 現代社会保障法学の論点』、日本評論社、上巻、pp. 26-50
- 山崎史郎、2021、「人口戦略法案 人口減少を止める方策はあるのか」、日本経済新聞出版
- 山崎泰彦、2021、「子ども・子育て支援と財源政策の論点」、『連合総研レポートDIO』、連合総合生活開発研究所、第34巻第12号、pp. 20-25
- 、2023、「こども・子育て支援の財源政策をめぐって」、『社会保険旬報』、社会保険研究所、第2892号、p. 13
- 、2024、「こども・子育て支援金 社会保険料との違い」、『社会保険旬報』、社会保険研究所、第2916号、p. 26

Consideration regarding methods to finance social support for children and childcare: A legal evaluation of children and childcare support contribution system in comparison with long-term care insurance system

TANAKA Kenichi

Abstract

This article conducts a legal evaluation of children and childcare support contribution system in comparison with long-term care insurance system, as part of considering methods to finance social support for children and childcare, based on the premise that it is necessary to socialize children and childcare support in the same way as long-term care.

Keywords

Children and childcare support contribution system, socialization of children and childcare support, long-term care insurance system, healthcare insurance system, principle of no taxation without law